

設問②に関するご意見について

項目	番号	意見	意見等に対する考え方
反対	20	反対	・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。
	21	ジギングやエサ釣りは小さいビワマスも釣れてしまうので禁止したほうが良い。	・琵琶湖海区漁業調整委員会指示により、全長30cm以下のビワマスの採捕は禁止されています。 ・ジギング釣りやエサ釣りにおける、小型のビワマスの釣獲状況について、情報を収集します。
	22	ジギング、えさ釣りはほとんど釣れないから反対	・遊漁の技術革新は著しいことから、全てのビワマス遊漁を承認制に移行し、ビワマス資源の持続的な利用を図る制度を目指しています。
	23	エサ釣りを除くべき。	
	24	他の魚種を狙った場合と区別が困難となるから反対	・県に対してビワマスを狙った釣行であるか十分確認したうえで取締りを実施するように求めます。
	25	個人、遊漁への規制にしか思えない。	・遊漁船業は隻数が40隻に制限されており、ビワマスの持ち帰りが5尾／乗客に制限されています。 ・漁業を営んでいる方と遊漁者の方を同じ規制とすることは考えていません。
	26	漁師のみを優先している取組である。	
	27	7月～9月は禁止でよい	・遊漁船業者は生業であることを考慮して期間制限は導入せず、尾数制限(業者の持ち帰りは禁止)および隻数制限を継続します。
	28	ルール変更を繰り返すことは無法者が多くなり良くない。	・ビワマスの資源状況を把握しつつ、出来る限り早く制度の内容を固定化したいと考えています。 ・委員会指示の内容について、琵琶湖海区漁業調整委員会HPをはじめ、あらゆる機会を通じて周知に努めていきます。 ・県に対して監視の強化を求めます。
29	引縄釣りが主となっている漁場に停止船がいるのはトラブルの元であり、ジギングやエサ釣りは禁止すべき。	・委員会指示は漁業調整およびビワマス資源の維持のために出されるもので、船舶の航行の安全については、他の関係法令によって規定されています。 ・安全確保は、これまで同様、体調や天候等に十分留意するなど、自己の責任において行ってください。	

反対	30	ジギング、エサ釣り、針の一本化など 微々たる取組なのでこのような規制はやめるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁の技術革新は著しいことから、全てのビワマス遊漁を承認制に移行し、ビワマス資源の持続的な利用を図る制度を目指しています。 ・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。
	31	あまり厳しく規制しても利用者等が少なくなるので問題であるし、多くなりすぎて荒れても良くないので現状レベルにしておくのが良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ビワマス採捕量を把握し、資源の持続的な利用を図るため、7月～9月はプレジャーボート使用者による全てのビワマス遊漁を禁止し、平成30年12月以降は、船舶を用いた全てのビワマス遊漁を承認制に移行することが必要と考えています。
	32	平成29年度の運用と同じで良い。	
	33	しわよせを受けるのがトローラーだけというのは納得できない。	